

人間ドック検診を受けられる方へ（ご案内）

日野町国民健康保険（国保）では、予防可能な病気にかからず健康に過ごしていただくために、特定健康診査に代わる検診の助成として、**国保に加入する35歳以上の方が、人間ドック検診を受診された場合に補助金を交付しています。**

40歳から74歳までの方は、特定健康診査等の実施が義務付けられておりますが、人間ドックの検査項目に、特定健康診査で行わなければならない項目が全て包含されていれば、人間ドックの実施により特定健康診査の実施に代えることができます。

今年度に日野町人間ドック検診補助の申請を予定されている方は、次の点にご留意いただき受検されますようよろしくお願いいたします。

【ご注意ください点】

- (1) **当該年度に日野町人間ドック検診補助金の申請を予定されている方は、福祉保健課から案内します特定健康診査や住民基本健診（公民館等での集団健診や、病院での健診）の受診をしないでください。**
- (2) 補助金申請時に人間ドックの検査結果と共に質問票の提出をしてください。この内容については、町が個人情報保護条例に基づく管理を行い、今後において、保健師等が特定保健指導をはじめとする健康管理に活用させていただきますのでご了承いただきますようお願いいたします。
- (3) 国保の被保険者でない期間に人間ドック検診を受けたものについては、補助金の対象にはなりません。
- (4) **人間ドックの検査項目に、特定健康診査で行わなければならない項目が不足する場合は、補助金申請ができませんので、必要に応じて検診機関に確認をしてください。検査項目が不明な場合は日野町住民課へお尋ねください。**

【対象者】 次のすべてに該当する方が対象です。

- (1) 日野町国民健康保険の被保険者であること。（日野町国保の保険証を持っていること）
- (2) 年齢が35歳以上75歳未満であること。
- (3) **当該年度における国保特定健康診査または住民基本健康診査を受けていないこと。**
- (4) 国保健康保険税を滞納していないこと。

【補助額】

人間ドック基本検査項目に要した費用の2分の1で、2万円を限度とします。

ただし、その他のオプション（脳ドック、がん検診を除く）となる項目は、補助金の対象とはなりません。また、**年度中に1回の補助とします。**

【手続きに必要なもの】

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| (1) 印鑑（スタンプ式でないもの） | (2) 国民健康保険被保険者証 |
| (3) 人間ドックに要した費用の領収書 | (4) 人間ドック検診結果票 |
| (5) 質問票 | (6) 振込先の金融機関名・口座番号のわかるもの |

【お問合せ先】

日野町住民課保険年金担当

電話0748-52-6584（住民課直通）・FAX0748-52-2003